

地域ユースプラザ事業実施要綱

制 定 平成19年5月31日こ青育第172号（こども青少年局長決裁）
最近改正 令和5年2月1日こ青相第516号（こども青少年局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市青少年相談センターの支所的機能を有し、思春期・青年期問題の地域における総合相談や自立に向けた青少年の居場所を運営するほか、地域で青少年の支援活動を行っているNPO法人等の団体や区との連携を図り、地域に密着した活動を行うことを目的とした地域ユースプラザ事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（事業手法）

第2条 市長は、第1条に規定する事業運営を適切に実施することができる運営法人（以下「運営法人」という。）を選定し、事業補助を行う。

2 前項に規定する、運営法人の選定及び事業補助に関する事項については、市長が別途定めるものとする。

（事業内容）

第3条 本事業の内容は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 地域における青少年に関する総合相談（電話相談、来所相談、家庭訪問等）
- (2) 区役所における若者のための専門相談の実施
- (3) ひきこもりからの回復期にある青少年の居場所の運営
- (4) 社会体験、就労体験のプログラムの実施
- (5) 地域の関係支援機関・区役所との連携及び地域ネットワークづくり
- (6) 地域ユースプラザ及びその実施事業等に関する広報・啓発活動
- (7) 応援パートナーの養成・派遣
- (8) ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施
- (9) その他青少年の自立支援事業として、市長が必要と認める事業

（実施施設）

第4条 本事業は、市長が実施をするに相当と認める施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。

2 実施施設は、既存の建築物を賃借し、改修する等により、確保するものとする。

3 実施施設には、次の各号に掲げる機能を確保するものとする。

- (1) 青少年の自立及び社会参加に向けての相談が必要な者に対し、そのプライバシーの保護に配慮し、相談が可能な機能
- (2) 青少年の自立及び社会参加に向けての情報を必要とする者が、その情報を容易に得ることができ、また利用者同士が相互に情報交換できる機能
- (3) 青少年の自立及び社会参加の支援活動を行う者が相互に交流し、また情報交換、打合せなどができる機能

(4) 青少年の自立及び社会参加に向けてのプログラムの実施が可能な機能

(5) 青少年の自立及び社会参加の支援活動を行う者の育成のため、講座等の実施が可能な機能

4 実施施設の床面積の合計は概ね200㎡とする。ただし、前項各号に掲げる機能を一の建築物内に分けて確保することができる。

(事業の実施日及び実施時間)

第5条 事業実施は原則として、月曜日から土曜日の週6日実施するものとする。

2 次の各号に掲げる日は休業日とする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

(4) 毎月第3月曜日（施設全体会議等実施のため）

ただし、第3月曜日が第2号に規定する休日と重なった場合は、第2月曜日又は第4月曜日で市長が指定した日

3 事業の実施時間は、原則として午前11時から午後7時までとし、第3条第3号に規定する居場所の運営については、週5日以上、1日6時間以上とする。

4 前3項の規定に関わらず、市長が必要と認めたときは、実施日、休業日並びに実施時間を変更することができる。

(対象者)

第6条 次の各号にいずれかに該当する者が、事業の対象者となる。

(1) 原則として市内に居住する15歳から40歳未満の社会的に自立できない青少年とその家族

(2) 原則として市内に居住する青少年の自立及び社会参加の支援活動を行う者（支援活動を始めようとする者を含む。）

(3) その他市長が必要と認めた者

(利用料等)

第7条 地域ユースプラザの利用料は、原則として無料とする。

2 運営法人は、事前に青少年相談センターと協議の上、必要と認められる範囲内で、実費負担を利用者に求めることができる。

3 運営法人は、前項の規定に基づき、利用者に実費負担を求める場合は、当該利用者に対し、実費負担を求める理由及び実費負担額の積算根拠を明示し、その同意を得るものとする。

(人員配置)

第8条 地域ユースプラザの人員配置は次のとおりとする。

(1) 配置人数

事業の実施にあたり、必要かつ十分な相談・支援が可能となる体制を確保するため、原則として、週6日、常勤職員と非常勤職員を合わせ5人程度を常時配置する。全体の職員人数は、特にこれを定めない。

なお、常勤職員とは、週5日以上、1日7時間30分以上の勤務をする者とする。

(2) 責任者

責任者（施設長）は、常勤職員をもってあて、業務従事者を指揮監督する。

(3) 地域連携相談員

区役所における若者のための専門相談や、地域の関係機関・区役所とのネットワークをつくとともに、個別の相談内容に応じて関係機関と連携及び調整を行うため、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の資格を有する常勤職員を配置する。

(4) 心理相談担当職員

総合相談において、利用者への心理的支援を行うため、臨床心理士等の心理相談を担当する職員を配置する。

(5) 精神科嘱託医

利用者への精神医学的な助言および利用者への相談支援に関する職員等への精神医学的な助言及び研修を行うため、精神科医師を配置する。

(6) 兼務等

運営法人は、必要に応じて、他の事業や団体事務局等からの兼務及び応援等による職員を配置することができるものとする。

(研修等)

第9条 運営法人は、業務従事者に必要な研修を計画的に行い、その知識・技術の向上を図るものとする。

2 運営法人は、事業の実施にあたり、必要に応じて、専門家による助言等を活用するものとする。

3 青少年相談センターは、施設長及び職員に対して、必要な研修を実施するものとする。

(安全・衛生管理)

第10条 運営法人は、業務従事者に必要な健康診断を行い、利用者及び業務従事者の健康を害さないよう努めなければならない。

2 運営法人は、施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止し、利用者及び業務従事者の安全確保及び財産等の保全を図らなければならない。

3 運営法人は、施設の衛生管理に十分配慮し、食中毒の発生防止等、常に快適な利用ができる状態を保持しなければならない。

(保険の加入)

第11条 運営法人は、事業実施期間中、運営法人の負担において施設賠償責任保険に加入しなければならない。

2 運営法人は、前項の規定による保険契約書及び保険証書の写しを、当該保険契約の締結後、速やかに青少年相談センターに提出するものとする。

3 運営法人は、事業の実施に際し、ボランティアスタッフが参加する場合は、ボランティア保険加入の有無を確認し、必要に応じて、運営法人もしくは本人の負担によりボランティア保険に加入するものとする。

(事業経費)

第12条 事業の実施に要する経費は、運営法人として選定された法人の自主財源及び横浜市からの補助金、その他収入をもって充てる。

2 前項のその他収入としては、事業収入、運営協力費、広告収入、協賛金などを、事業の実施に要

する経費として充てることができる。

(個人情報の保護)

第13条 運営法人及び本事業の全部又は一部に従事する者は、本事業の実施によって知り得た秘密及び横浜市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 運営法人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月25日条例第2号）及び個人情報取扱特記事項の規定に準拠し、本事業の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(調査又は報告)

第14条 市長は、本要綱に基づく適正な事業実施を維持するため、運営法人等に対して、関係書類を閲覧し、又は提出を求め、運営状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。